



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第31号 令和6年8月17日発行

目次

は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
422	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第四百二十二号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年八月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―

五―ブromo―一―ブチル―一―H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称 ADB―, 五Br―BUTINACA）及びその塩類

2 化学名 N―エチル―二―（二―）〔（四―イソプロポキシフェニル）メチル〕―五

―ニトロ―一―H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―一―イル〕エタン―一―アミン（通称 N―Desethylisotoniazene）及びその塩類

3 化学名 （二R・三R）―二―（ベンゾ〔d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル

）―一―三―メチルモルフォリン、（二S・三S）―二―（ベンゾ〔d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル）―三―メチルモルフォリン（通称 三・四―MDPM、三―MDPM、三・四―Methylenedioxyphenmetrazine）及びそれらの塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和六年八月十七日